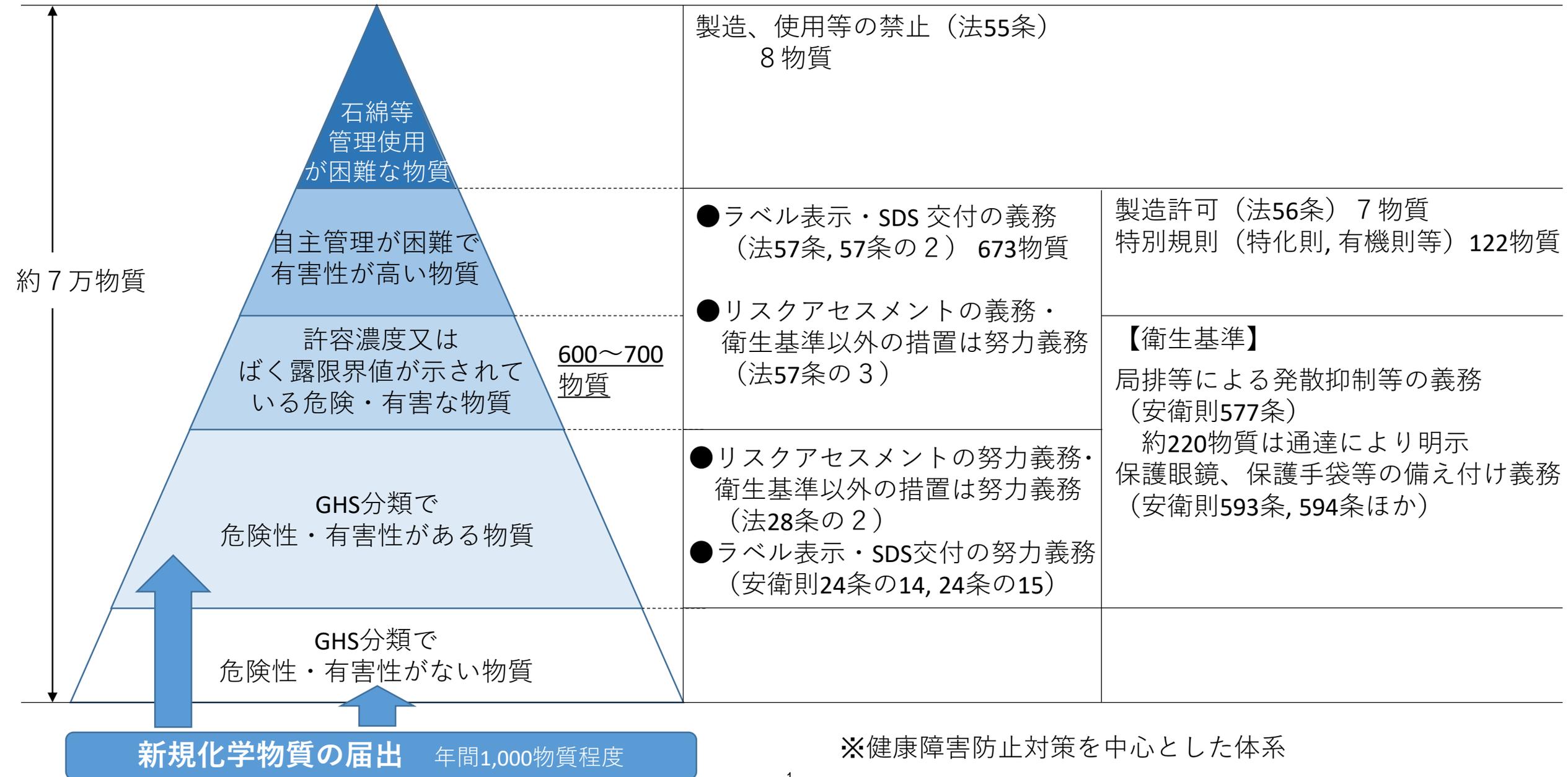
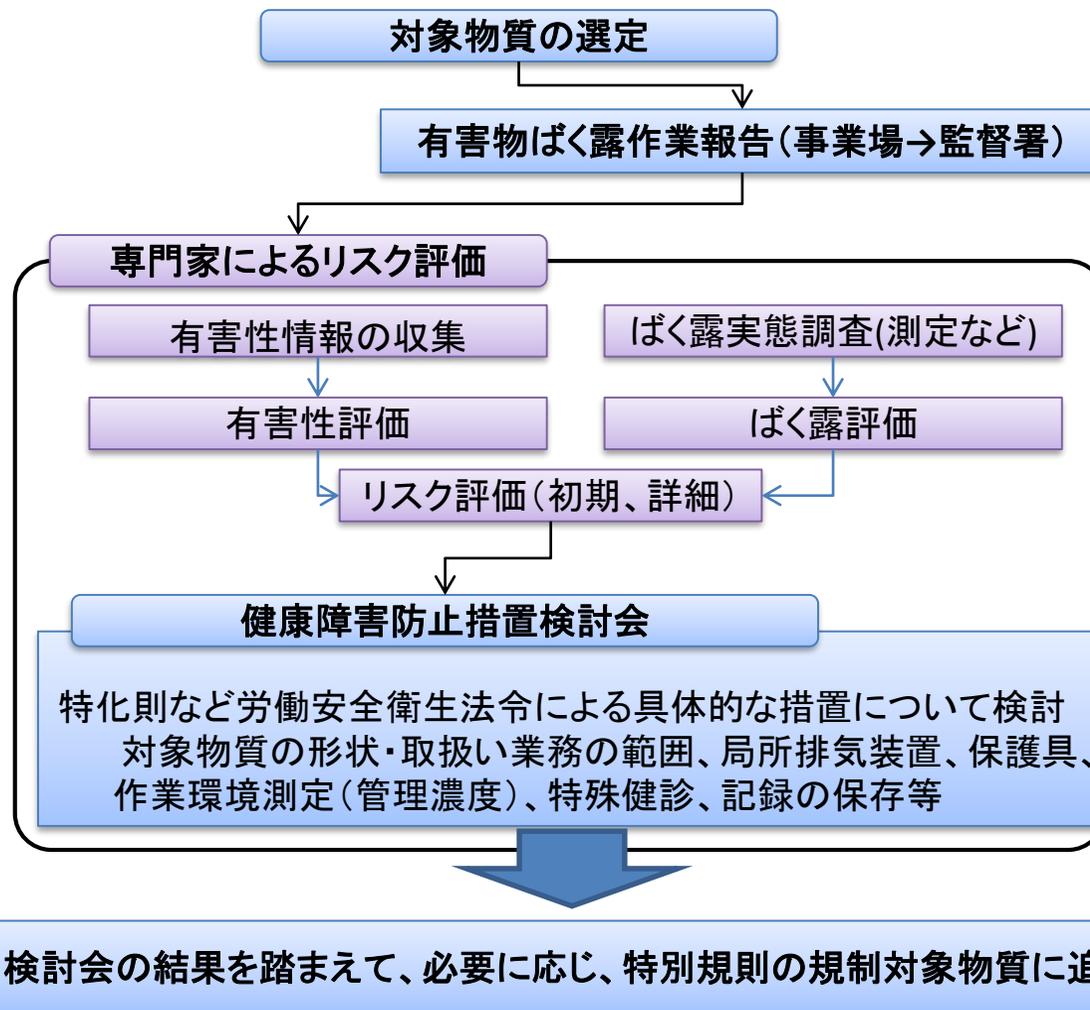


## 労働安全衛生関係法令における化学物質管理の体系（現行）



# 国による化学物質のリスク評価と規制の仕組み

- 国内外の情報をもとに、特に有害性の高いと考えられる物質を選定し、その物質の有害性情報を収集するとともに、使用状況を調査し、専門家による検討を経て、必要に応じて特別規則に追加。



# リスク評価により「特定化学物質障害予防規則」に追加された物質

物質名	公布	施行
ホルムアルデヒド、1,3-ブタジエン、硫酸ジエチル	2007.12	2008.3
ニッケル化合物、砒素及びその化合物	2008.11	2009.4
酸化プロピレン、1,1-ジメチルヒドラジン、1,4-ジクロロ-2-ブテン、1,3-プロパンスルトン	2011.1	2011.4
インジウム化合物、エチルベンゼン、コバルト及びその無機化合物	2012.9	2013.1
1,2-ジクロロプロパン	2013.8	2013.10
ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)、クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン	2014.8	2014.11
ナフタレン、リフラクトリーセラミックファイバー	2015.8	2015.11
オルト-トルイジン	2016.11	2017.1
3酸化2アンチモン	2017.3	2017.6

これまで28物質を特化則に追加

# 労働安全衛生法に基づく規制（特別規則）

（事業者の講ずべき措置等）

**第22条** 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害。

**第27条** 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。



法律に基づき、具体的な規制として以下の特別規則が定められている

有機溶剤中毒予防規則

特定化学物質障害予防規則

鉛中毒予防規則

四アルキル鉛中毒予防規則

石綿障害予防規則

## 【特別規則】

特に危険・有害性の高い物質・作業を特定し、それぞれ製造・取扱いに当たって遵守すべき事項を個別具体的に規定

# 衛生基準（労働安全衛生規則より抜粋）

## （有害原因の除去）

第576条 事業者は、有害物を取り扱い、ガス、蒸気又は粉じんを発生し、有害な光線又は超音波にさらされ、騒音又は振動を発生し、病原体によつて汚染される等有害な作業場においては、その原因を除去するため、代替物の使用、作業の方法又は機械等の改善等必要な措置を講じなければならない。

## （ガス等の発散の抑制等）

第577条 事業者は、ガス、蒸気又は粉じんを発生する屋内作業場においては、当該屋内作業場における空気中のガス、蒸気又は粉じんの含有濃度が有害な程度にならないようにするため、発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置を設ける等必要な措置を講じなければならない。

## （呼吸用保護具等）

第593条 事業者は、著しく暑熱又は寒冷な場所における業務、多量の高熱物体、低温物体又は有害物を取り扱う業務、有害な光線にさらされる業務、ガス、蒸気又は粉じんを発生する有害な場所における業務、病原体による汚染のおそれの著しい業務その他有害な業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を備えなければならない。

## （皮膚障害等防止用の保護具）

第594条 事業者は、皮膚に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、健康障害若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履はき物等適切な保護具を備えなければならない。

## 化学物質に関する主な安衛法令改正の沿革

年	改正内容
昭和 47 年 (1972 年)	<p><b>安衛法制定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制定当初からラベル表示義務規定あり</li> </ul> <p><b>安衛則制定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制定当初から衛生基準 (第 577 条等) あり</li> </ul> <p><b>有機則、特化則、鉛則、四アルキル鉛則制定</b></p>
昭和 52 年 (1977 年)	<p><b>安衛法改正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規化学物質に対する有害性調査制度の創設</li> </ul>
平成 11 年 (1999 年)	<p><b>安衛法改正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害物に係る SDS 交付の義務規定の新設</li> </ul>
平成 17 年 (2005 年)	<p><b>安衛法改正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスクアセスメントの努力義務規定の新設</li> <li>・ 危険物に係る SDS 交付義務規定の追加</li> <li>・ ラベル表示事項の追加 (国連 GHS 勧告を踏まえた標章の追加)</li> <li>・ 化学設備・特定化学設備の改造等の仕事の発注者に対し、当該設備で製造又は取り扱う物質の危険有害情報等の提供義務規定の新設</li> </ul>
平成 18 年 (2006 年)	<p><b>安衛則改正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害物ばく露作業報告制度の新設 (国のリスク評価の一環)</li> </ul>
平成 24 年 (2012 年)	<p><b>安衛則改正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ GHS 分類で危険・有害性のある<b>全ての化学物質についてラベル表示及び SDS 交付の努力義務規定の新設</b></li> </ul> <p><b>有機則・特化則・鉛則改正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業環境測定の結果が第一管理区分の場合に、<b>監督署長の許可を受けて局排等以外の発散抑制防止措置を講じることができる仕組みを新設</b></li> </ul>
平成 26 年 (2014 年)	<p><b>安衛法等改正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学物質に係るリスクアセスメントの義務規定の新設</li> <li>・ リスクアセスメント、ラベル表示、SDS 交付義務対象物質を統一 (ラベル表示義務対象物質の大幅拡大)</li> </ul>

## 労働安全衛生法に基づく SDS 交付（義務）対象物質

労働安全衛生法第 57 条の 2 に、危険有害性が明らかな化学物質を譲渡・提供する際の危険有害性等を記載した文書（安全データシート（SDS））の交付を義務づけている。対象となる危険有害性が明らかな化学物質としては、国又は権威ある機関が危険有害性について一定の評価を行っているものが該当し、具体的には、特別規則に規制する化学物質（一部を除く。）のほか、日本産業衛生学会、米国労働衛生専門家会議（ACGIH）が許容濃度等を勧告する化学物質（一部を除く。）、国連危険物輸送勧告で危険の数値範囲、有害性のある物質（製造量を勘案）を対象としている。

### 【特別規則】

- ・ 国のリスク評価<sup>(※)</sup>等の結果、高いリスクが明らかとなった業務等について、化学物質の有害性や作業態様に応じた措置を規定
    - 有機溶剤中毒予防規則
    - 鉛中毒予防規則
    - 四アルキル鉛中毒予防規則
    - 特定化学物質障害予防規則
    - 石綿障害予防規則（石綿は製造等禁止物質として譲渡提供も禁止）
- (※) 有害性評価（文献調査及び必要に応じて動物試験）及びばく露評価（作業内容等の調査及び個人ばく露測定）

### 【日本産業衛生学会の勧告】

- ・ 化学物質の許容濃度
  - 1 日 8 時間、週 40 時間程度のばく露で、平均ばく露濃度がこの数値以下であれば、ほとんど全ての労働者に健康上悪い影響が見られないと判断される濃度
- ・ 発がん性分類
  - 第 1 群：ヒトに対して発がん性があると判断できる物質
  - 第 2 群：ヒトに対しておそらく発がん性があると判断できる物質
    - 第 2 群 A：疫学研究からの証拠が限定的だが、動物実験からの証拠が十分
    - 第 2 群 B：疫学研究からの証拠が限定的であり、動物実験からの証拠が十分でない

### 【ACGIH の勧告】

- ・ 化学物質の TLV（許容濃度）
  - 時間加重平均（TLV-TWA）：1 日 8 時間、週 40 時間の時間加重平均濃度として表され、大多数の労働者はその条件で連日ばく露されても健康に影響がないと考えられる。
  - 短時間ばく露限度（TLV-STEL）：15 分間について超えてはならない 15 分間の時間加重平

均濃度

上限値 (TLV-C) : 瞬間的にでもこえてはならないピーク濃度

・ 発がん性分類

A 1 : ヒトに対する発がん性が確認された物質

A 2 : ヒトに対する発がん性が疑わしい物質 (主としてヒトについての証拠は限られるが、動物実験の証拠が十分)

A 3 : 動物実験では発がん性が確認されたが、ヒトの発がんとの関連が未知

A 4 : ヒトに対して発がん性の可能性が懸念されるが、データ不足のため結論付けられない

A 5 : ヒトに対する発がん性の疑いのない物質

【国連危険物輸送勧告】

・ 輸送される危険物の分類・判定基準

クラス 1 火薬類

クラス 2 ガス (引火性ガス等)

クラス 3 引火性液体

クラス 4 可燃性固体、自然発火性物質、水と接触して引火性ガスを発生する物質

クラス 5 酸化性物質及び有機過酸化物

クラス 6 毒性及び伝染性病原体

クラス 7 放射性物質

クラス 8 腐食性物質

クラス 9 有害性物質 (その他の危険物質及び物品)

・ 危険物リスト

通常頻繁に輸送される危険物のリスト (一部物質に危険性を有する濃度範囲が定められている)。

# 管理濃度の変遷

物質名	1988	2003	2018	比
土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん mg/m <sup>3</sup>	次の式により算定される値 E=(2.9) / (0.22Q+1) この式において、E及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。 E 管理濃度 (単位 mg/m <sup>3</sup> ) Q 当該粉じんの遊離けい酸含有率(単位パーセント)	次の式により算定される値 E=(2.9) / (0.22Q+1) この式において、E及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。 E 管理濃度 (単位 mg/m <sup>3</sup> ) Q 当該粉じんの遊離けい酸含有率(単位パーセント)	次の式により算定される値 E=(3.0) / (1.19Q+1) この式において、E及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。 E 管理濃度 (単位 mg/m <sup>3</sup> ) Q 当該粉じんの遊離けい酸含有率(単位パーセント)	1/5
アクリルアミド mg/m <sup>3</sup>	0.3	0.3	0.1	1/3
アクリロニトリル ppm	20	2	2	1/10
アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)(水銀として) mg/m <sup>3</sup>	0.01	0.01	0.01	—
エチルベンゼン ppm	—	—	20	—

物質名	1988	2003	2018	比
コールタール(ベンゼン可溶分として) mg/m <sup>3</sup>	—	0.2	0.2	—
酸化プロピレン ppm	—	—	2	—
三酸化ニアンチモン(アンチモンとして) mg/m <sup>3</sup>	—	—	0.1	—
シアン化カリウム(シアンとして) mg/m <sup>3</sup>	5	5	3	1/1.7
シアン化水素 ppm	10	5	3	1/3.3
シアン化ナトリウム(シアンとして) mg/m <sup>3</sup>	5	5	3	1/1.7
四塩化炭素 ppm	10	5	5	1/2
1, 4-ジオキサソ ppm	10	10	10	—
1, 2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン) ppm	10	10	10	—
3, 3-ジクロロ-4, 4-ジアミノジフェニルメタン mg/m <sup>3</sup>	—	0.005	0.005	—
1, 2-ジクロロプロパン ppm	—	—	1	—

物質名	1988	2003	2018	比
エチレンイミン ppm	—	0.5	0.05	1/10
エチレンオキシド ppm	—	1	1	—
塩化ビニル ppm	—	2	2	—
塩素 ppm	1	0.5	0.5	1/2
塩素化ビフェニル(別名PCB) mg/m <sup>3</sup>	—	0.1	0.01	1/10
オルト-トルイジン ppm	—	—	1	—
オルト-フタロジニトリル mg/m <sup>3</sup>	—	—	0.01	—
カドミウム及びその化合物(カドミウムとして) mg/m <sup>3</sup>	0.05	0.05	0.05	—
クロム酸及びその塩(クロムとして) mg/m <sup>3</sup>	0.05	0.05	0.05	—
クロロホルム ppm	50	10	3	1/17
五酸化バナジウム(バナジウムとして) mg/m <sup>3</sup>	0.03	0.03	0.03	—
コバルト及びその無機化合物(コバルトとして) mg/m <sup>3</sup>	—	—	0.02	—

物質名	1988	2003	2018	比
ジクロロメタン(別名二塩化メチレン) ppm	100	100	50	1/2
ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP) mg/m <sup>3</sup>	—	—	0.1	—
1, 1-ジメチルヒドラジン ppm	—	—	0.01	—
臭化メチル ppm	5	5	1	1/5
重クロム酸及びその塩(クロムとして) mg/m <sup>3</sup>	0.05	0.05	0.05	—
水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)(水銀として) mg/m <sup>3</sup>	0.05	0.05	0.025	1/2
スチレン ppm	50	50	20	1/2.5
1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン) ppm	1	1	1	—
テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン) ppm	50	50	25	1/2
トリクロロエチレン ppm	50	50	10	1/5

物質名	1988	2003	2018	比
トリレンジイソシアネート ppm	—	0.005	0.005	—
ナフタレン ppm	—	—	10	—
ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)(ニッケルとして) mg/m <sup>3</sup>	—	—	0.1	—
ニッケルカルボニル ppm	—	0.001	0.001	—
ニトログリコール ppm	0.05	0.05	0.05	—
パラニトリクロルベンゼン mg/m <sup>3</sup>	1	1	0.6	1/1.7
砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)(砒素として) mg/m <sup>3</sup>	—	—	0.003	—
弗化水素 ppm	3	3	0.5	1/6
ペータープロピオラクトン ppm	—	0.5	0.5	—
ベリリウム及びその化合物(ベリリウムとして) mg/m <sup>3</sup>	0.002	0.002	0.001	1/2

物質名	1988	2003	2018	比
硫酸ジメチル ppm	—	0.1	0.1	—
石綿(五マイクロメートル以上の繊維として 本毎立方センチメートル)	2	2	0.15	1/13
鉛及びその化合物(鉛として) mg/m <sup>3</sup>	0.1	0.1	0.05	1/2
アセトン ppm	750	750	500	1/1.5
イソブチルアルコール ppm	50	50	50	—
イソプロピルアルコール ppm	400	400	200	1/2
イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール) ppm	100	100	100	—
エチルエーテル ppm	400	400	400	—
エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ) ppm	5	5	5	—
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート) ppm	5	5	5	—

物質名	1988	2003	2018	比
ベンゼン ppm	10	10	1	1/10
ベンゾトリクロリド ppm	—	—	0.05	—
ペンタクロルフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩(ペンタクロルフェノールとして) mg/m <sup>3</sup>	0.5	0.5	0.5	—
ホルムアルデヒド ppm	—	—	0.1	—
マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)(マンガンとして) mg/m <sup>3</sup>	1	1	0.2	1/5
メチルイソブチルケトン ppm	50	50	20	1/2.5
沃化メチル ppm	2	2	2	—
リフラクトリーセラミックファイバー(五マイクロメートル以上の繊維として 本毎立方センチメートル)	—	—	0.3	—
硫化水素 ppm	10	10	1	1/10

物質名	1988	2003	2018	比
エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ) ppm	25	25	25	—
エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ) ppm	5	5	0.1	1/50
オルトジクロルベンゼン ppm	25	25	25	—
キシレン ppm	100	100	50	1/2
クレゾール ppm	5	5	5	—
酢酸イソブチル ppm	150	150	150	—
酢酸イソプロピル ppm	250	250	100	1/2.5
酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル) ppm	100	100	50	1/2
酢酸エチル ppm	400	400	200	1/2
酢酸ノルマルブチル ppm	150	150	150	—
酢酸ノルマルプロピル ppm	200	200	200	—

物質名	1988	2003	2018	比
クロルベンゼン ppm	75	10	10	1/7.5
酢酸ノルマルペンチル（別名酢酸ノルマルアミル）ppm	100	100	50	1/2
酢酸メチル ppm	200	200	200	—
シクロヘキサノール ppm	25	25	25	—
シクロヘキサノン ppm	25	25	20	1/1.3
1, 2-ジクロロエチレン（別名二塩化アセチレン）ppm	150	150	150	—
N, N-ジメチルホルムアミド ppm	10	10	10	—
テトラヒドロフラン ppm	200	200	50	1/4
1, 1, 1-トリクロロエタン ppm	200	200	200	—
トルエン ppm	100	50	20	1/5
二硫化炭素 ppm	10	10	1	1/10
ノルマルヘキサン ppm	50	50	40	1/1.3

物質名	1988	2003	2018	比
1-ブタノール ppm	25	25	25	—
2-ブタノール ppm	100	100	100	—
メタノール ppm	200	200	200	—
メチルエチルケトン ppm	200	200	200	—
メチルシクロヘキサノール ppm	50	50	50	—
メチルシクロヘキサノン ppm	50	50	50	—
メチルノルマルブチルケトン ppm	5	5	5	—

## 管理濃度の変遷のまとめ

（管理濃度が下げられた物質数）

下げ幅	1/2 <	1/2	…	1/5	…	1/10	<1/10	計
1988～2003年	0	4	0	1	1	1	0	7
2003～2018年	7	10	7	4	1	5	2	35

※ 1988～2003年、及び2003～2018年の間、同一物質について、管理濃度を引き下げたものも含む。

# 発散防止抑制措置特例実施許可制度について

## (平成29年7月13日付け基安発0713第1号による許可状況等)

### 発散防止抑制措置に係る特例実施許可制度の創設(平成24年7月)

- 何らかの発散防止抑制措置を講じ、作業環境測定の結果が第一管理区分となる場合、所轄労働基準監督署長の許可により、密閉設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置を設置しないことができる
- 当分の間、本省に設置する専門家検討会で審査を行い、その検討結果を踏まえて所轄署において処理すること

### 発散防止抑制措置特例実施許可制度の運用の一部変更(平成29年7月)

- 専門家検討会の審査において、一定の構造を有する発散防止抑制措置について多数の許可妥当の判断が行われ、当該発散防止抑制措置について、技術的観点から満たすべき事項が明らかとなったため、一定の方法及び技術的事項を満たす発散防止抑制措置については、専門家検討会の審査を実施せず所轄署長において許可の判断を行って差し支えない

### 制度創設(H24.7)～H29通達発出前

#### 厚生労働省の専門家検討会での審査を要するもの

許可妥当(条件付き許可含む)		
ドラフトチャンバー型フード内で発散した申請物質を含む空気を吸引し、フィルターで浄化後、作業場内に還流する方法(屋外に排気しない)	31	
手持ち装置の先端から申請物質を含む液体を対象物に吹付け塗布すると同時に、先端付近に取り付けられた吸入口より発散した申請物質を含む空気を吸引し、フィルターで浄化後、作業場内に排気する方法(屋外に排気しない)	21	
その他の方法	9	
不許可妥当	3	

### H29通達発出後 ※H31.3.31時点

#### 厚生労働省の専門家検討会での審査を要するもの

許可妥当(条件付き許可含む)	17
不許可妥当	0

#### 厚生労働省の専門家検討会での審査を要しないもの

所轄署において許可		
ドラフトチャンバー型フード内で発散した申請物質を含む空気を吸引し、フィルターで浄化後、作業場内に還流する方法(屋外に排気しない) (有機則又はホルムアルデヒドに係るものに限る)	43	
手持ち装置の先端から申請物質を含む液体を対象物に吹付け塗布すると同時に、先端付近に取り付けられた吸入口より発散した申請物質を含む空気を吸引し、フィルターで浄化後、作業場内に還流する方法(屋外に排気しない) (有機則又はホルムアルデヒドに係るものに限る)	39	

# 個人サンプラーを活用した作業環境管理のための専門家検討会報告書概要

## 概要

事業場で取り扱う化学物質等については、その危険・有害性の程度に応じて、労働安全衛生法令により、作業環境測定（A・B測定）の義務づけ（104物質）、リスクアセスメントの実施の義務づけ（673物質）及び努力義務（約7万物質）が課されている（図1、2）。また、リスクアセスメントを実施するに当たっては、個人サンプラーを用いた個人ばく露測定（図3）が示されている（※1）。作業環境測定に個人サンプラーによる測定方法を導入することは、**リスクアセスメント及び作業環境測定を一括して実施することを促進する**ものであり（※2）、労働者の健康確保に資するものである。このため、**将来的には、A・B測定と同様に、労働安全衛生法令で作業環境測定を義務づけられた広範な作業場に個人サンプラーによる測定を導入できるものとする**ことが望ましい。

図1 「安衛法令の化学物質に対する規制」

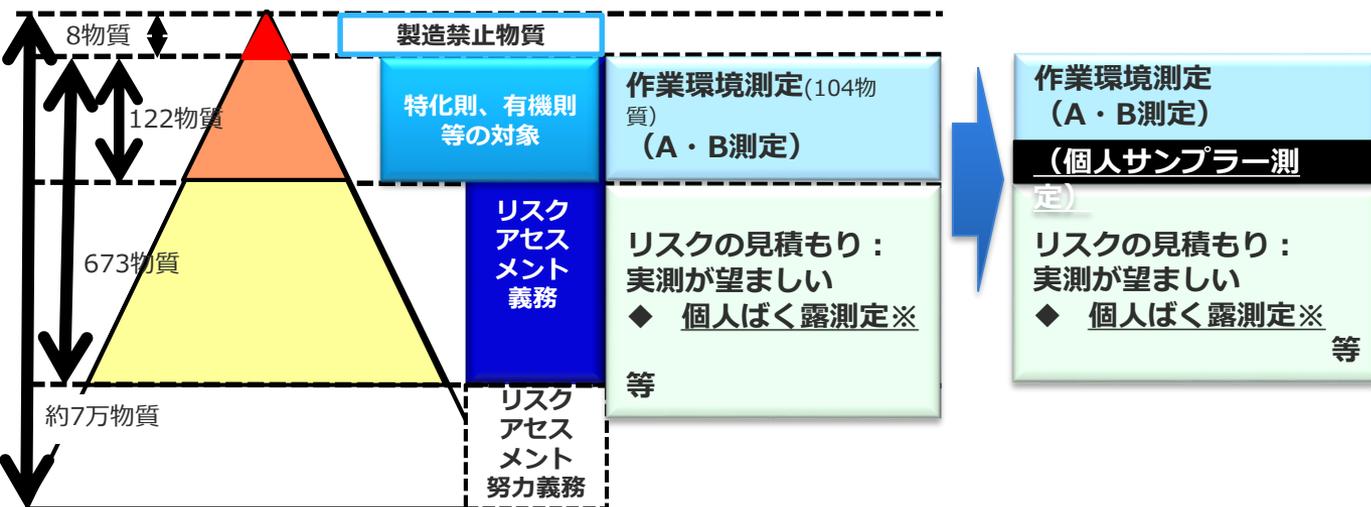


図2 「作業環境測定基準に基づくA・B測定」

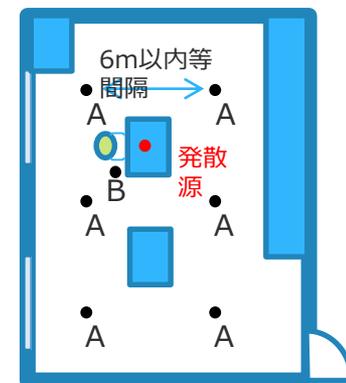
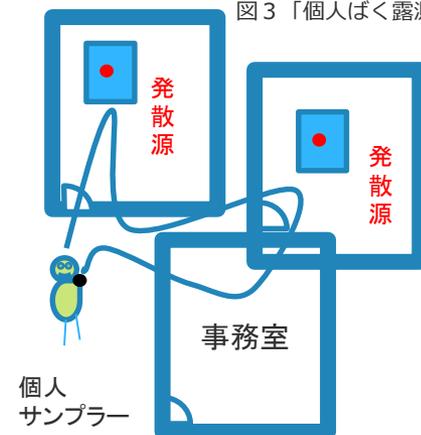


図3 「個人ばく露測定」



※1 「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成27年指針公示第3号）

※2 「個人サンプラーによる測定」と「作業環境測定」及び「個人ばく露測定」との関係

個人サンプラーは呼吸域の作業場の空気を測定する機器である。これを用いる目的が、①労働者の作業する環境中の気中濃度の把握であれば「作業環境測定」であり、②個人ばく露濃度の把握であれば「個人ばく露測定」である。個人サンプラーによる測定の方法と得られるデータはどちらも基本的に同じであり、違いはそれぞれのデータの用途、すなわち評価の対象が異なることである。個人サンプラーによる測定の結果を利用して、同時に作業環境測定と個人ばく露測定（リスクアセスメント）を行うことも可能であり、どちらも作業環境の改善に活用される。

# 個人サンプラーを活用した作業環境管理のための専門家検討会報告書概要

## 先行導入作業等について

現在、個人サンプラーによる測定を実施できる作業環境測定士の数は十分ではないため、一定の期間を設け、**個人サンプラーによる測定を実施できる作業環境測定士の養成を推進する必要がある。**

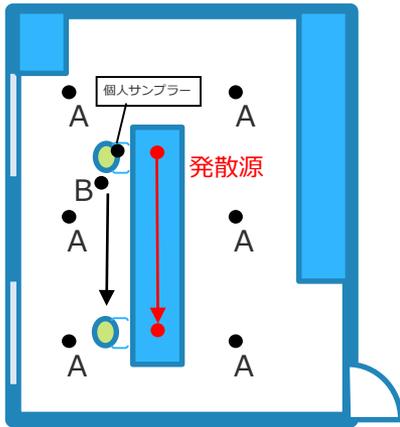
このため、**個人サンプラーの特性が特に発揮できる作業（図4）を先行して、部分的に導入し**、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）に基づく測定としてA・B測定と個人サンプラーによる測定のいずれかを事業者が作業環境測定士の意見を踏まえ選択する。

（先行導入作業）

- ① 発散源が作業者ととも移動し、発散源と作業者との間に測定点を置くことが困難な作業（溶接、吹付け塗装など）
- ② 有害性が高く管理濃度が低い物質を取り扱うことにより、作業者の動きにより呼吸域付近の評価結果がその他の作業に比べて相対的に大きく変動すると考えられる作業

図4 先行導入作業のイメージ

①発散源とともに作業者が移動（溶接、吹付け塗装等）



②作業者の動きにより呼吸域付近の評価結果がその他の作業に比べて相対的に大きく変動すると考えられる作業

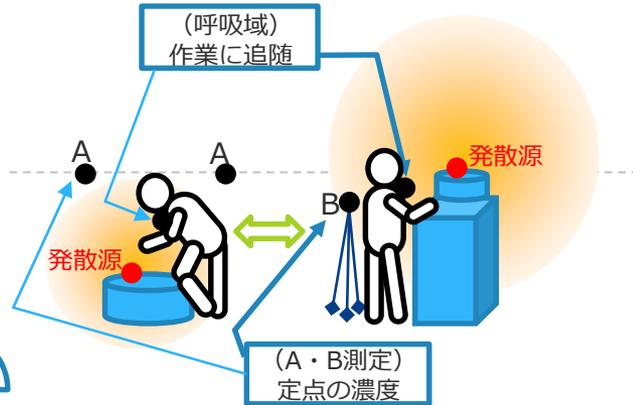
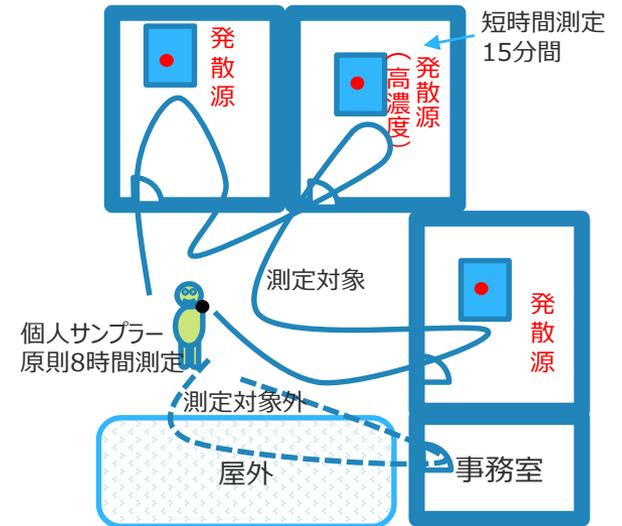


図5 「個人サンプラーによる測定」

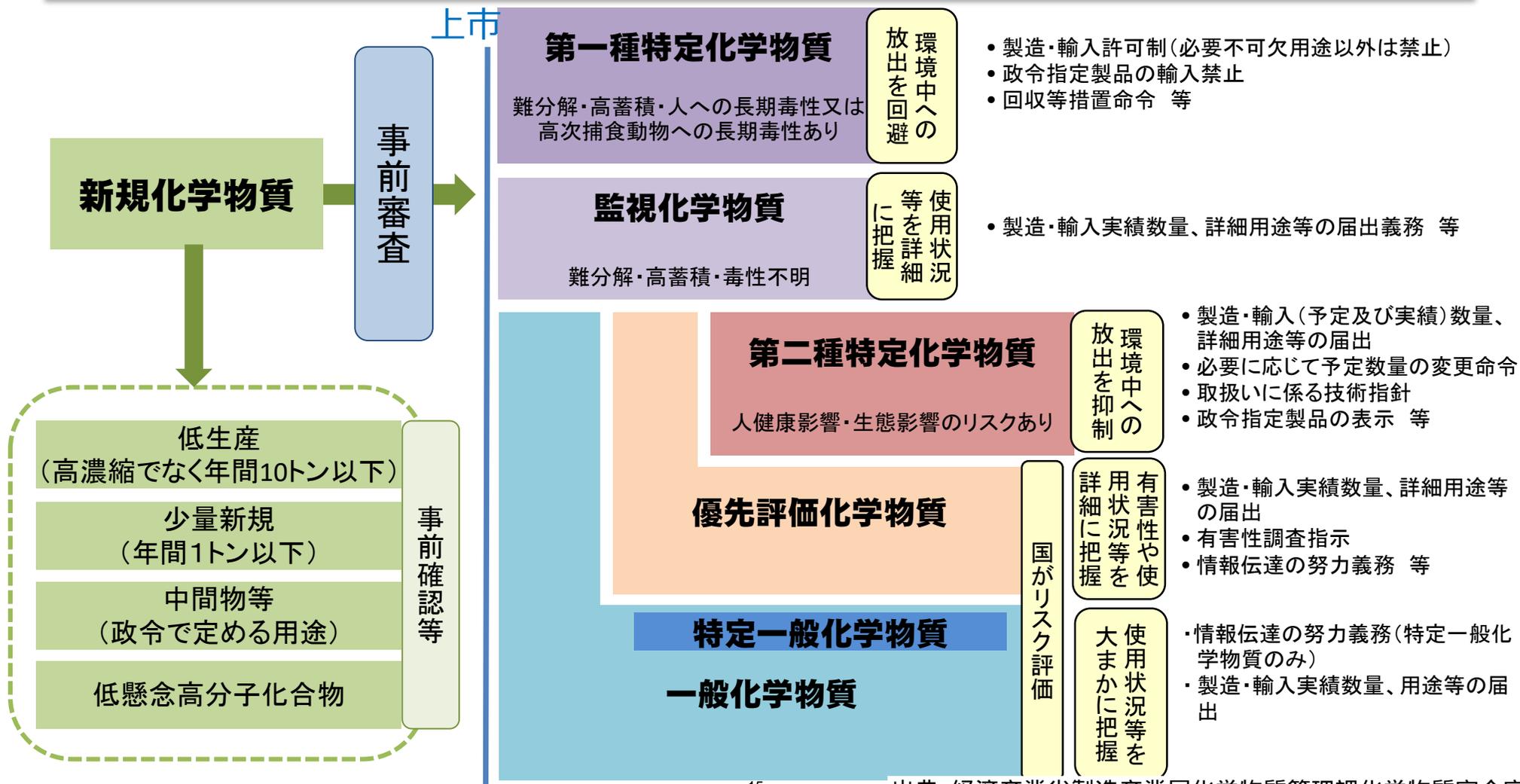


（参考）登録作業環境測定士の数  
（平成29年12月31日現在）（人）

第一種	第二種	計
24,454	7,615	32,069

# 化審法の体系

- 化審法は、化学物質の有する性状のうち、「分解性」、「蓄積性」、「人への長期毒性」又は「動植物への毒性」といった性状や、環境中での残留状況に着目し、上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境汚染を防止することを目的としている。



# 一般化学物質等の製造・輸入数量等の届出

## 1. 届出対象

- 化審法の規定に基づき、一般化学物質、優先評価化学物質又は監視化学物質を製造・輸入した者に義務付け

【一般化学物質とは】

- ① 既存化学物質名簿に掲載された化学物質
- ② 新規公示化学物質
- ③ 旧第二種・第三種監視化学物質
- ④ 優先評価化学物質の指定を取り消された化学物質
- ⑤ 公示される前の、判定通知を受けた新規化学物質（一般化学物質に準じる）

※①～③、⑤については、監視化学物質及び優先評価化学物質の指定を受けた物質を除く

- 製造・輸入数量が1化学物質につき1事業者あたり1トン以上の化学物質（監視化学物質は1kg以上）
- 1トンに満たない化学物質（1kgに満たない監視化学物質）、試験研究用途、大臣指定の届出不要物質等は、届出対象から除外
- 混合物においては、混合物中の重量割合が10%未満の一般化学物質、1%未満の不純物である監視化学物質及び優先評価化学物質は届出対象外
- 同一事業所内か否かにかかわらず、自社内で全量消費する化学物質（自家消費する中間物）の製造については届出対象から除外（自社内で全量消費する化学物質の輸入は届出対象）

## 2. 届出内容

- 化審法施行規則で定められた様式
- 前年度の製造数量、輸入数量及び出荷数量について届出
- 用途は約50の用途分類（3桁）で届出（監視化学物質及び優先評価化学物質は用途分類（3桁）と詳細用途分類（1桁）を届出）
- （把握していれば）CAS番号をその他の番号欄に記載

## 3. 届出の時期

- 書面：4月1日～6月30日
- 電子・光ディスク：4月1日～7月31日

## PRTR 制度の概要

PRTR 制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。

### 【対象化学物質】

人や生態系への有害性（オゾン層破壊性を含む）があり、環境中に広く存在する（暴露可能性がある）と認められる物質として指定されている「第一種指定化学物質」（このうち発がん性、生殖細胞変異原性及び生殖発生毒性が認められるものは「特定第一種指定化学物質」として指定）及びこれらの物質を一定割合以上含有する製品。

### 【対象事業者】

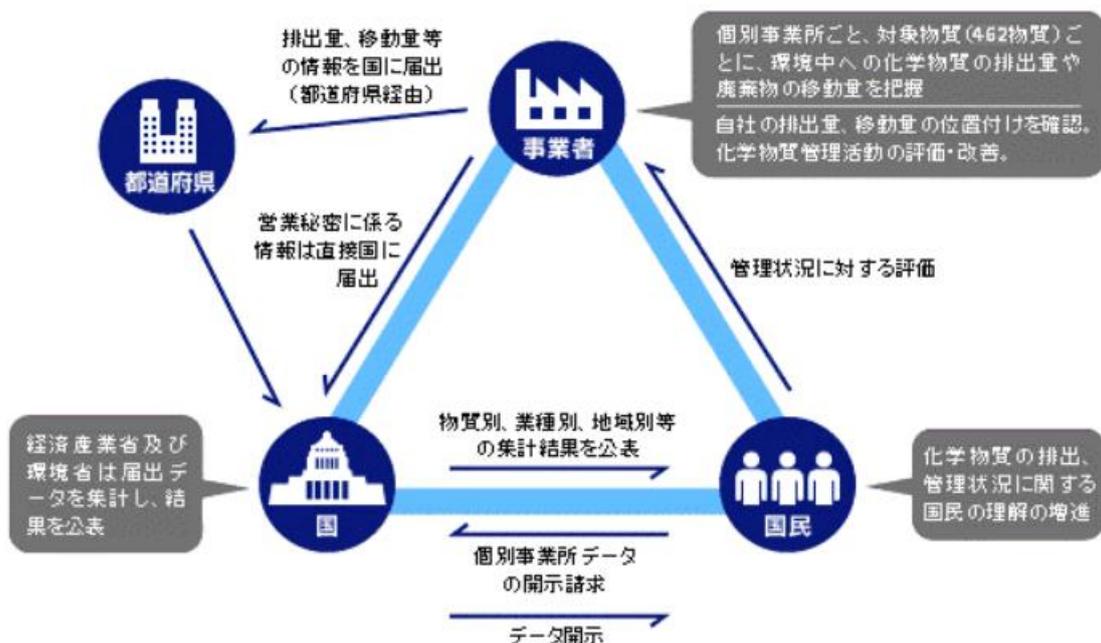
第一種指定化学物質を製造、使用その他業として取り扱う等により、事業活動に伴い当該化学物質を環境に排出されると見込まれる事業者で、以下の全てに該当する事業者

- ・対象業種として政令で指定している 24 種類の業種に属する事業を営んでいる事業者
- ・常時使用する従業員の数が 21 人以上の事業者
- ・いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が 1 トン以上（特定第一種指定化学物質は 0.5 トン以上）の事業所を有する事業者等又は、他法令で定める特定の施設（特別要件施設）を設置している事業者

### 【排出量等の届出・集計・公表】

- ・対象事業者は、第一種指定化学物質の環境（大気・公共用水域・土壌）へ排出される量（排出量）及び対象物質を含む廃棄物が事業所外へ移動される量（移動量）について、把握（算出）し、都道府県を経由して、国に届出（営業秘密に係る部分は、直接事業所管大臣へ届出）。
- ・国は、届け出られた情報を電子ファイル化し、物質ごとに、業種別、地域別等に集計・公表。

<PRTR 制度の仕組み>



出典：経済産業省ホームページ